

# 「IT利活用に係る基本指針」

～ 安全・安心と利活用のバランスを踏まえて ～

平成 27 年6月 30 日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

## I はじめに

### 1. 「IT利活用に係る基本指針」の策定の背景

我が国は、新たな経済対策(アベノミクス)に取り組み、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた整備や投資等も相まって、将来への期待の高まりにより、日本再興のチャンスを掴みつつある。他方で、超高齢社会の到来に備え、労働力人口の減少、社会保障給付費の増大、自然災害対策、社会インフラの老朽化、食料自給率の伸び悩み等、多くの課題を抱えており、持続的な経済成長の実現に向け、それらの解決は喫緊の課題となっている。

平成25年6月、政府は、成長戦略の柱として、情報通信技術(IT)を経済成長のエンジンと位置づけ、上述の課題解決にも有効な手段としてITを活用して我が国を牽引するため、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」(以下、「創造宣言」という。)を策定した。同月に新たに任命された内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、2年間にわたる取組により、例えば、電子行政分野における政府情報システム改革の推進、公共データのカatalogサイト「DATA.GO.JP」の整備、マイナンバー制度の運用開始に向けた基盤の整備、パーソナルデータの利活用に関する見直しなど、一部分野では実効的な成果を挙げており、我が国の再興のためのIT利活用に係る基盤は整備されつつある。

このような創造宣言の着実な取組と並行して、「2. 申請手続き等におけるIT利活用を巡る環境変化」で後述するとおり、IT利活用を巡る環境が大きく変化する時を迎えている。この機を機敏に捉え、安全・安心なIT利活用に十分に配慮しつつ、IT活用基盤を活用しながら一気にIT利活用を加速させるため、それを阻害している既存制度の見直しも含め、新たな法制度の制定も視野に検討を行い、法制上の措置を講ずることにより、我が国の未来に向けた成長を実現する。具体的には、生活や経済活動における安全・安心と利便性や真の豊かさを国民が実感できるようにするとともに、世界的にもビジネスを展開しやすい環境を我が国が提供できるようにするため、電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とし、①安全・安心な情報の流通を担う代理機関(仮称)の創設、②マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の電子化・ワンストップ化、③個別法令で規定されている申請等の手続のオンライン化、④シェアリングエコノミー等の新たな市場の活性化などについて検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずることとしている。

今般取りまとめる「IT利活用に係る基本指針」(以下、「本指針」という。)は、平成25年12月に設置された、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部ITコミュニケーション活用促進戦略会議が、平成26年5月に取りまとめた「ネット意識革命宣言～変革の原動力としてのITコミュニケーション～」(以下、「ネット意識革命宣言」という。)に基づく取りまとめである。ネット意識革命宣言では、「ITコミュニケーションの活用を促進するため、技術の進化に対応した制度の一層の整備が期待される。こうした環境の変化を踏まえながら、従来の枠から一步踏み出したITコミュニケーションの在り方を検討する必要がある。」と指摘し、法令で対面・書面交付が義務付けられている事案の見直しに向け、「ITコミュニケーションの利活用促進に向けた基本的な考え方を整理した指針(以下、「ITコミュニケーション導入指針」という)」を策定することとされている。

したがって、本指針は上述の新たな法制度の制定も視野に入れた検討のうち、②及び③に係る

各種申請等の電子化の検討のほか、それらの前提となるIT利活用に係る基本原則の検討に資するものとして取りまとめるものでもある。

## 2. 申請手続等におけるIT利活用を巡る環境変化

ムーアの法則に代表されるように技術革新は日進月歩であり、IT利活用を取り巻く環境は日々劇的な進化を遂げている。一方、我が国の申請手続等に係る諸制度は、高度にITが発達し、インターネットが普及している現代のような社会を必ずしも前提としておらず、その中で、ITの発達とりわけインターネットの普及に従来の法制度を適合させる、すなわち電磁的方法による手続や交付・保存等を可能とする通則的な制度を創設することによって対応してきた。

行政手続については、平成15年に、申請・届出等を始めとする法令に基づく国や地方公共団体の行政機関等の手続について、書面等によることに加え、オンラインにより行うことを可能とする特例規定等を定めた我が国で初めての通則法的な法制度である、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(以下、「行政手続オンライン化法」という。)が施行された。

また、民間事業者等との間の交付・保存については、平成17年に、法令により民間事業者等に課せられている書面による保存義務を解除し、電磁的記録によって保存を行うことを可能にする通則法的な法制度として、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する法律」(e-文書法)が施行された。

関係府省庁はこれらの二つの通則法的な法制度を活用し、主務省令を制定することによって、電磁的方法による手続や交付・保存の道を拓いてきた。さらにはこうした通則法のみでは手当が十分ではないケースには、関係府省庁による個別法令の改正などが行われ、オンライン等による手続等が認められるものが着実に増えてきた。しかしながら、電磁的方法による手続等が認められていない制度もいまだ多く残されている現状<sup>1</sup>を踏まえると、ITがもたらしている現下の技術革新に対して適時かつ的確に法制度を適合させているとは言い難いとの批判もある。また、電磁的方法による手続や交付・保存が認められているものの、電磁的手段が支持・選択されない点も課題である。現下のITが未熟であり、利用に適しないケースも考えられる。その他にも、関係者がITの有効性を十分認識していない、対面や書面交付が慣行として根強く残されている、あるいは、これまでITに適合させるために策定・見直されてきた制度そのものが、技術革新に追いつかず、時代遅れのままとまっていることも考えられる。

一方、近年、オンライン等による手続の基盤といえる法制度が次々に整備されている。例えば、平成25年には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、住民票を有する全ての者に対して個人番号(マイナンバー)が通知される。また、本人の申請に応じて、氏名、生年月日等の基本4情報と顔写真やマイナンバーを記載したICチップ付の個人番号カードを取得できる。これは本人確認のための身分証明書として使用できるほか、e-Tax等の電子申請時等の公的個人認証サービスにも利用でき、同サービスは民間事業者も利用可能となっている。また、国や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報について、マイナンバーを活用して効率的に情報管理を行い、他の機関との間で迅速かつ確実にやり

<sup>1</sup>官(国) - 民の手続のうち 133、地方 - 民の手続のうち 5,030、民 - 民の手続等のうち 464 が、法令上オンライン化等による手続が認められていない。

取り(情報連携)することができることとなり、本人に関する情報の確認、他の機関との間で情報提供ネットワークシステムを経由して行われる情報連携の履歴を確認できるほか、行政機関から本人へのお知らせ情報等を確認できるものとしてマイナポータルも整備される予定である。このように、従来の行政手続きの在り方を再度見直す時機であることを踏まえる必要がある。

IT利活用基盤が整いつつある一方、同時にIT化を契機として様々なリスクが発生する可能性を高めていることも事実である。情報セキュリティは、危機管理・安全保障の観点、更には今後の経済成長を考える上で極めて重要であるという共通認識がある一方で、IT化とはいいつつも人手を介する過程がある以上、ITを利活用する人のITリテラシーやルール等に対する規範意識次第で、大きな事件を引き起こす場合もある。情報空間における脅威の深刻化のスピードを斟酌すると、利活用とセキュリティのバランスをとった上でIT化の推進を慎重に行うべきである。なぜならば、誰もが容易に参加できる情報空間は、場所・時間の制約を受けないことから、悪意ある攻撃者が悪意ある活動を行うことで、あらゆるモノ・サービスに影響を及ぼす可能性もあるからである。ITを利活用する人が、単にITを使いこなせるというITリテラシーを身に着けるだけではなく、ITを利活用する際の様々なルールや規律の遵守が習慣づけられるような環境整備を行っていくことが重要である。今後の我が国の様々な社会環境の変化を展望すると、均一的な価値観と慣習ベースの社会構造は変化を余儀なくされることも見込まれ、よりルールや規律を明確に定義し、遵守することの大切さを教育していくことも必要である。また、高い規範意識を維持することで、IT化によるトラブル発生の可能性やリスクを軽減するとともに、過剰な業務プロセスやシステム投資等が不要となることから、社会的なコストを下げることも可能となると考えられる。

平成26年サイバーセキュリティ基本法が制定され、サイバーセキュリティ戦略本部が設けられ、政府は、セキュリティ人材育成の強化等、サイバーセキュリティ戦略を立案しているが、こうした動きは、上述の環境変化を踏まえた措置である。今後は情報セキュリティに対して万全を期し、これらのオンライン等による手続等の基盤といえる法制を前提とした見直しが各府省庁に求められる。

## II. これまでの取組

### 1. 本指針策定に当たっての取組

平成26年9月より、「ITコミュニケーション導入指針に関する調査研究」として、我が国の法令等の調査を行うとともに、諸外国におけるIT利活用に関する事例の研究を実施した。

また、情報通信技術(IT)総合戦略本部新戦略推進専門調査会規制制度改革分科会(以下、「規制制度改革分科会」という。)において、法制度の現状について法令等に基づく全手続の悉皆調査(棚卸)を行った。

#### (1)「ITコミュニケーション導入指針に関する調査研究」の概要

「ネット意識革命宣言」を踏まえ、「ネットではできない」とされていることの妥当性について、客観的指標をもって検証し、その結果を踏まえ、対面・書面交付を前提としているサービスや手続等をはじめとしたIT利活用を阻害する規制・制度の見直しを推進し、そのメリットとリスクを「見

える化」するとともに、そのリスクへの対応策を提示することを目的に調査を実施した。

調査研究では、法令に基づき行われるサービスや手続等に関し、IT利活用の①実態に関する調査・分析、②諸外国の状況に関する調査・分析、③可能性に関する調査・分析を行い、その中で、本人確認の在り方、電子データの真正性の在り方等、特に重点的に考慮すべきポイントがまとめられた。

プライバシーやセキュリティ保護の観点に配慮しつつ、個人番号カードの公的個人認証サービスによる本人確認のオンライン化の推進を実施することなど電子化を促すための規制緩和等、IT利活用のための新たな法制度を制定すること等が提案された。また、より有意義な取組とするため、IT利活用を推進する主体には既存の業務プロセスの改革(BPR)等の変化が求められている、と指摘された。なお、米国では電子書面の原本性について明確な定義がなされており、我が国での今後の検討が期待されている。

## (2) 法令等に基づく全手続等の悉皆調査(棚卸)の概要

行政手続オンライン化法第10条で法定されている、手続等に係るオンライン化に関する状況調査(以下、「10条調査」という。)を除き、法令等により対面・書面による保存・交付等が規定されている事案の実態把握はこれまで十分に行われてこなかった。そこで、法令等に基づく全手続等を実施主体と受け手により、3類型(官(国)-民の手続、地方-民の手続、民-民の手続)に分類し、フォローアップ状況を確認したところ、官(国)-民の手続については、10条調査が毎年実施されているものの、法令上オンライン化を認めない手続及びシステム化未対応とされた手続についてのフォローアップは行われていないことが判明した。また、地方-民の手続については、平成14年に調査を実施しているが、その後、全府省庁を対象としたフォローアップは行われていないことが判明した。さらに、民-民の手続については、平成12年に実施された「IT担当大臣による総点検の指示等について」の調査後、オンライン化対応可能とされたものは、法改正や施行規則の制定が行われたが、その後、一部の手続を除き、フォローアップがされていないことが判明した。

そこで、規制制度改革分科会では、法令等に基づく全手続等の悉皆調査(棚卸)を約10年振りに実施し、地方-民、民-民の手続において、法令上オンライン化等による手続が認められていない事案が多数にのぼることが判明した。棚卸がもたらした事実を踏まえ、今後、総手続数(官(国)-民:20,061件、地方-民:14,694件、民-民:3,086件)のうち、法令上オンライン化が不可である手続(官(国)-民:133件、地方-民:5,030件、民-民:464件)の原因調査などを各府省庁とともに実施し、法令上の措置等を検討し、新たな法制度の検討と併せて、必要に応じて法制上の措置を講ずることとする。

## Ⅲ. 基本原則・行動指針

### 1. 本指針の位置づけ

本指針は、I. 1. (1)のとおり、IT利活用を加速するための新たな法制度の検討のうち、申請等

に係る電子化の検討と、その前提となるIT利活用に係る基本原則の検討に資するためのものである。

そのため、本指針では、「IT利活用の前提となる情報セキュリティの視点」と、IT利活用に関し法改正等の基本となると考えられる「5つの基本原則」を示しつつ、IT利活用を推進する国づくりを実現するためには、特に地方・民の手続の法制度の整備等、対面・書面原則を撤廃することを目的に行政の取組を徹底することが喫緊の課題であることから、「行政における行動指針」を示すこととする。また、別途、これらの指針を実効的に実施するための検討を行い、新たな法制度の検討と併せて、必要に応じて法制上の措置等を講ずることとする。

なお、その検討にあたっては、各府省庁の協力のもと、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、「IT総合戦略本部」という。）において、法改正等の手当が必要であるものや、法改正は必要としないものの、定義等明確化すべき事項等の整理を行うものとする。

## 2. 「IT利活用の前提となる情報セキュリティの強化の視点」と「5つの基本原則」

### (1) 「IT利活用の前提となる情報セキュリティ強化の視点」

IT利活用は国民の安全・安心が確保された上で行われることが前提である。このため、2. (2) 及び3. で後述する基本原則や行動指針は、情報セキュリティに対する万全の取組が前提となる。情報空間の利用環境が安全なものとなり、国民・社会が情報空間に起因する脅威にさらされないようにするために、情報空間を構成する機器やサービスが安全かつ安定的に提供され続けることが不可欠である。

そのためには、利用者である国民や企業・団体が、自ら進んでITリテラシーを高め、主体的に対策に取り組む努力が欠かせないことは言うまでもない。そして、日頃からルールを守るという規範意識を育てるためには社会全体での不断の啓発活動が重要である。

さらに、ITに対して苦手意識が強い、ITが身近にない、など様々な理由からITを十分に活用できない国民に対しては、社会全体で相応のしっかりしたサポート体制を検討していくことも重要である。

### (2) 「5つの基本原則」

#### ①電磁的処理の原則（IT優先の原則）

「ITを極力優先し、行政手続等におけるITの利用に関し、電磁的方法による処理（以下、「電磁的処理」という。）が可能な業務は、原則として電磁的に処理すること」

#### <現状と課題>

我が国では、ITの発達とりわけインターネットの普及に従来の法制度を適合させることによって対応してきた。しかしながら、IT利活用を取り巻く環境が大きな変化を遂げている中、電磁的処理が認められていない制度や法令上、電磁的処理について認められてはいるものの、電磁的方法による手段が提供されていない制度がある。さらに、制度そのものの手続が非効率であること、ITに適合させるために策定・見直されてきた制度そのものが技術革新に追いつかず、時代遅れのままとまっていることもある。その他、関係者がITの有効性を十分認識していない、対面

や書面交付が慣行として根強く残されていることも考えられる。

したがって、電磁的処理を促進するためには、法制度そのものの整備だけではなく、政府自らが対面・書面原則を転換し、行政手続の電磁的処理を原則とすることを明確に打ち出し、その決意を示す必要がある。その際、IT化の有効性や費用対効果の観点を踏まえつつ、政府は当該原則に基づき、IT化に向けて最大限努力することとし、例えば、例外的に法令で対面・書面を義務付ける場合には、その理由を説明し、その必要性を明らかにすることが望ましい。

## ②双方向性活用の原則

「ITの双方向性を活用して、豊かなコミュニケーションの提供を意識すること」

### <現状と課題>

ITが十分に発達していなかった時代においては、遠隔地間のコミュニケーションを図る場合、双方向性を確保するにはコストや時間がかかり、一方向のコミュニケーションにならざるを得ない面があった。しかし、スマートフォンの進化を含め、現在のITインフラの環境においては、いつでもどこでも低廉で大容量のコミュニケーションが可能である。したがって、こうした双方向性の長を十分生かし、よりよい行政サービスを提供することが可能となっている。

もっとも、こうした双方向性の活用という視点は現状の行政の業務フローに拘泥しては生じ得ない。そして、行政には、ITの双方向性を活用することで新たに手間やコストを発生させるとの指摘もあるが、双方向性を活用し、業務フローを見直すことで生まれるメリットも十分あると考えられる。なお、民間事業者において高品質で安心して受けられるサービスを提供する上でも、双方向性を積極的に活用すべきことは言うまでもない。

また、対面の代わりとなるITを活用した双方向性のコミュニケーションについて条件を整理し、法制度整備する等、行政でもITの双方向性を躊躇せずに活用できる環境を整えることが期待される。

## ③安全・安心な情報の高度な流通性の確保の原則

「明確な理由が無い限り、情報の高度な電磁的流通を確保すること」

### <現状と課題>

官民におけるIT利活用の促進を図るためには、自由な情報の電磁的流通の確保を通じたイノベーションの創出や経済活動の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、情報の高度な流通を確保することが必要である。

消費者保護等の観点から、民-民の取引などにおいて対面や書面による文書の手交を各種法令で義務付け、そもそも電磁的な方法による取引などを認めない事例がある。この点、これまで本人確認手段が十分に発達していないことがその理由の一つとされていたが、今後は、マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号カードを保有する多くの人々が公的個人認証サービスを活用し、インターネット上の本人確認が安全かつ容易に出来るようになることを踏まえて、政府は民-民の取引などにおける対面や書面による文書の手交を法令で義務付けている手続等の

見直しを積極的に進めていく必要がある。

今後は、民間事業者においては、これらの政府における各種法令の見直しを踏まえ、情報セキュリティに十分に留意し、データの入力、連携、活用等の各プロセスにおいて高度な情報の電磁的流通を確保できる環境を向上させていく必要がある。

#### ④行政保有情報の共同利用の原則

「行政に対して、個人、法人その他の団体から提出された情報については、IT を活用することで、できるだけ同一の内容の情報の提出を求めない方向で、国民・事業者の負担の軽減を図ること」

##### <現状と課題>

個人、法人その他の団体から行政に提出される文書については、現状、一部を除いて行政機関単位で利用され、保管されている。このため国と地方公共団体の連携はもちろんのこと、府省庁間、地方公共団体間の情報連携も一部を除いて実施されていないのが現状である。

しかしながら、マイナンバー制度の運用開始やその関連制度の実施により、こうした文書の提出の必要がなくなる、あるいは一部文書の提出の省略も可能となり、国民の負担軽減につながることを期待される。ITを活用し、様々な不正を防止するとともに情報の再入力等による入力チェック等の事務処理時間の短縮や入力ミスの削減等を可能にするという行政にとってのメリットもある。

#### ⑤情報通信システムの共通化・標準化の原則

「ITの利活用に関する施策の推進は、情報通信システムの共通化・標準化による重複の排除や連携を図り、社会全体の効率化を考慮すること」

##### <現状と課題>

行政機関における情報通信システムは、既存システムのリプレイスに対応して、クラウド基盤となる政府共通プラットフォーム、あるいは自治体クラウドに順次移行がなされているが、各システム機能の共通化・標準化といえるレベルには至っていない。

国、地方公共団体を通じたIT化を進める中で、連携が可能となる情報の重複の排除や省略を含め、情報通信システムの共通化・標準化を図る等、新たな法制度や環境の変化に合わせて国・地方公共団体の情報通信システムの在り方を検討することが重要である。

### 3. 行政における行動指針

行政における電子化の推進は、既存業務の単純な電子化に済ますのではなく、その目的の本質を理解し、本来の目的に合わせた業務プロセスを再構築していくことにあり、継続的且つ自律的な見直しの実行が肝要である。なお、本行動指針について、実効性をもって実施するための検討を行い、新たな法制度の検討と併せて、必要に応じて法制上の措置等を講ずることとする。

#### (1) 手続の現状把握



各府省庁は、その所管する法令に基づく手続等の全数とその概要を本年度から毎年度末時点において調査(以下、「調査」という。)し、Web で公表する。

#### <考え方>

各府省庁において、定期的な調査を実施することで、法令等により対面・書面による保存、交付等が規定されている手続等の全数が把握されている状態を維持し、オンライン化すべき手続等の対象やそのための課題を見える化し、各府省庁が自らの気づきを促す。

### (2)「見直し計画」の策定

各府省庁は、調査に基づき、本年度から毎年12月末までに、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、手続の発生頻度も念頭に置きつつ、オンライン化等のための法令の整備を実施することが有効であると考えられる手続等を検討対象手続として設定し、その検討スケジュール等を策定する。なお、当プロセスに当たっては、規制制度改革分科会が示した「検討の視点」を活用することとする。

#### <考え方>

調査された事案をもとに、各府省庁が自らの気づきのもとに改革を計画することが、最も効率的である。また、計画を公表することにより、改革を検討中の事案とそれ以外の事案との区別を国民に明らかにする。

各府省庁が法令の見直しを進めるに当たって念頭に置くべき視点として、①国民の利便性に資する、②事業者の負担軽減・事業拡大に資する等のユーザー視点、③類似手続への展開、④添付書類等の省略・簡素化等の手続内容の視点、⑤マイナンバー制度の導入等を踏まえることとする。その中でも特に、ITに関する基盤的な法制の変更や技術動向などの視点についてはIT総合戦略本部が必要に応じて情報を提供し、見直しの一助とする。

### (3)「見直し計画」に基づく対応

各府省庁は、見直し計画を踏まえ、オンライン化法等に基づく法令を策定することによりオンライン化等が可能であると判断された手続等については、速やかに法令を整備する。一方、行政手続オンライン化法等のみではオンライン化等ができないもの及び適用除外事項等について、IT総合戦略本部において、オンライン化等を進めるための制度改革の必要性について検討し、新たな法制度の検討と併せて、必要に応じて法制上の措置等を講ずることとする。

#### <考え方>

調査された事案をもとに、各府省庁が改革を実行(そして自己評価、改善)していくことが最も効率的である。各府省庁は上述の二つの通則法的な制度を活用し、(各府省庁の判断で)一部の例外を除いて、府省令を制定することによって、電磁的方法による手続等を認めることができる仕組みとなっているので、速やかに実施することも可能である。

しかしながら、オンライン化等を進めるためには法律改正が必要なものもあることから、IT総合

戦略本部において、関係府省と連携しつつ検討を行い、新たな法制度の検討と併せて、必要に応じて法制上の措置等を講ずることとする。

#### (4)規制制度改革分科会の役割

当分科会は、毎年度、各府省庁の「見直し計画」を踏まえ、オンライン化等重点手続を定め、各府省庁の取組状況をフォローアップするとともに検証・評価を行う。

### 4. 有効なオンライン化等を実現するための留意点

#### (1)業務改革

オンライン化等を行う場合、当該業務及びこれと関連した業務プロセスを電磁的処理に適合するように業務の見直しを実施する。また、重複を排除し、入力・加工・格納までのすべてのプロセスが最適化され、格納された情報が再利用・参照・分析等ができるような状態を確保する。例えば、個人情報の保護に留意しつつ、データを管理・連携することで、そのデータを分析し、よりよい業務に発展させるほか、リファレンスとして活用する等周辺業務での活用も検討する。さらには入力チェック等を体系的に行い、誤入力を削減する等の作業はシステムに任せる一方、国や地方公共団体においては、付加価値の高い業務にシフトさせることができるなどの効果が期待できる。こうしたオンライン化等を業務改革に的確につなげることが最終的な目的である。

#### (2)目指すべき目標

オンライン化等による手続等が法令上可能であるということと、ITを利活用してシステム化しているということは同義ではない。法令上オンラインで認められている手続等をシステム化する際にはシステム化自体が目標となつてはならない。関係府省庁が目指すべき目標はさらに先にあり、法令の見直しの「次の目標」を念頭において検討する必要がある。情報通信システム(=IT)が十分に活用されることが真の目標であり、ユーザーインターフェイスの向上等不断の見直しを通じて、より利用しやすく有効なシステム化の取組であると評価できるものとなる。

## IV. おわりに

IT化の推進に当たっては、政府として、対面・書面が義務付けられている法制度を見直し、ITの活用を原則とする、という明確な原則を打ち立てる必要があり、今回の指針はその方向性を示すものである。情報セキュリティに対する取組を前提としつつ、費用対効果の観点も重要である。IT化する事実を見極め、是々非々の判断も必要である。そして何より、IT化はITを活用することで国民の利便性の向上や生産性の向上に貢献することがその本旨である。

上述の「行政における行動指針」の各府省庁の見直し計画の遂行については、行政の取組として規制制度改革分科会が責任をもってフォローアップ及び評価・検証を行うこととし、IT利活用をさらに推し進めるため、ITコミュニケーションを通じた対面の在り方や電子書面の原本性確保の在り方等の課題についても整理を行い、基本原則とあわせて法制化に向けて検討を進めることとする。

日進月歩で進化するITについて、その不安やリスクを積極的に取り除き、IT弱者への配慮をしつ

つ、ITのメリットを最大限に取り込むことは、課題先進国の我が国にあって、豊かな国民生活を実現させる上で重要である。本指針がその一助となれば幸いである。